

大津市地域  
循環型社会形成推進地域計画（第4期）

大津市  
令和4年 12月作成

## 目 次

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
2 循環型社会形成推進のための現状と目標	3
3 施策の内容	6
4 計画のフォローアップと事後評価	14

### 【添付資料】

添付資料－1 対象地域図及び現有処理施設の位置図	15
添付資料－2 目標設定に関するグラフ類	16
添付資料－3 生活排水処理施設整備計画図	19
添付資料－4 廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ	20
添付資料－5 大津市国土強靭化地域計画の抜粋	29

### 【様 式】

様式1 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表1	30
様式2 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2	33
参考資料様式2 施設概要（エネルギー回収施設系）	34
参考資料様式5 施設概要（最終処分場系）	35
参考資料様式7 施設概要（浄化槽系）	36
参考資料様式8 計画支援概要	37

# 大津市地域 循環型社会形成推進地域計画（第4期）

## 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

構成市町名 大津市

面 積 464.51 km<sup>2</sup>

人 口 343,817 人（令和4年4月1日現在）

### (2) 計画期間

本計画は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間を計画期間とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

### (3) 基本的な方向

大津市では、令和3年12月に一般廃棄物処理基本計画を改正した。同計画においては、「H E A R T」(H : heart 心、E : environment 環境、A : action 行動、R : recycle 循環、T : together 協働 TotalSystem 総合システム) に込めた理念のもと、将来に良好な環境を残すために、“心ある行動”を徹底し、ごみ減量化、資源化を推進し、資源循環型社会の更なる推進を図っていくこととしている。

この基本理念に基づき、大津市においては3つの基本方針を定め、総合的に施策を推進していくこととする。

○ごみを減らすための“心ある行動”的実践【発生段階での対策】

○時代にあったリサイクルの仕組みの構築【排出段階での対策】

○環境にやさしい安心・安全なごみ処理の実践【収集・処理段階での対策】

基本理念、3つの基本方針に基づき、目標達成のために実践する主要な施策は、大津市が主体となって実施する行政計画である。しかしながら、資源循環と環境への負荷低減を実現するには、一人ひとりがライフスタイルを「意識的に変える」ことや継続的に実践することにより、大きな目標に到達することが可能となる。したがって、ごみ排出量に関する目標をはじめとする各種目標値を達成するためには、市民、事業者、行政の三者がそれぞれの立場からできることを実践していく必要がある。

これらのことから、減量化・資源化目標値として、ごみ排出量に関する目標(Reduce、Reuse)、資源化に関する目標(Recycle)、最終処分に関する目標を定め、総合的に施策を推進していく。

また、生活様式の変化に伴って問題化した生活排水による水質汚濁対策については、公共下水道の整備をはじめとする様々な施策を実施し一定の成果をあげてきた。しかしながら、生活排水処理率が100%に至っていないことから、計画的かつ総合的に生

活排水対策を推進し、生活排水処理率の向上を目指す。

とりわけ、下水道計画区域外等の地域については、浄化槽の整備を進める。

#### (4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

平成11年3月に滋賀県が策定した「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」では、大津市は大津・志賀ブロックとして2焼却施設計画（案）となっており、大津市では、この広域化計画に則り、集約化を図るため現焼却施設周辺住民への説明及び意見交換を行ってきたところである。今後も引き続き、2焼却施設体制で事業を推進する。

#### (5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

本市では、平成19年より3品目のプラスチック製容器、平成21年よりプラマークのついているプラスチック製容器包装の分別収集を実施している。

また、本市では、高効率発電設備を備えたごみ焼却施設を整備しており、令和3年に環境美化センターが稼働し、令和4年から北部クリーンセンターが稼働している。高効率発電を維持するため、燃焼効率が高いプラマークのないプラスチック使用製品廃棄物は引き続き可燃ごみとして処理する。

一方で、近年、プラスチックごみの海洋投棄等が世界的な問題となっており、令和3年3月にプラスチックを資源として一括回収する仕組みの導入等が盛り込まれた「プラスチック資源循環促進法案」が閣議決定され、6月に「プラスチック資源循環促進法」が成立し、令和4年4月に施行された。

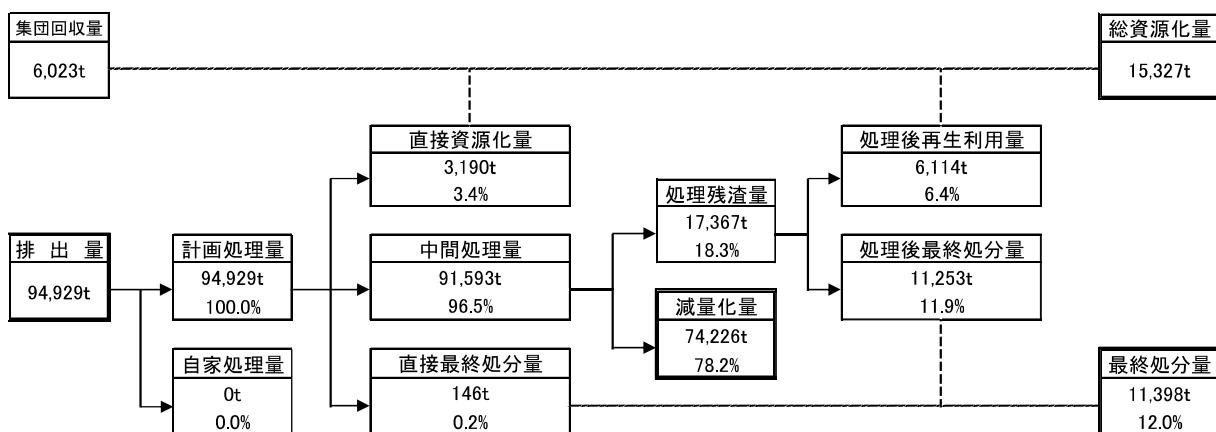
今後は、プラスチック使用製品廃棄物の分別取集については、国から示されている「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」や「一般廃棄物処理有料化の手引き」などを踏まえ、国のさらなる要請や他都市の動向にも留意しながら、検討に向けた議論を重ねていく。

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和3年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりである。

なお、新焼却処理施設では、高効率ごみ発電設備を備え、エネルギー回収、有効利用の促進を図っている。

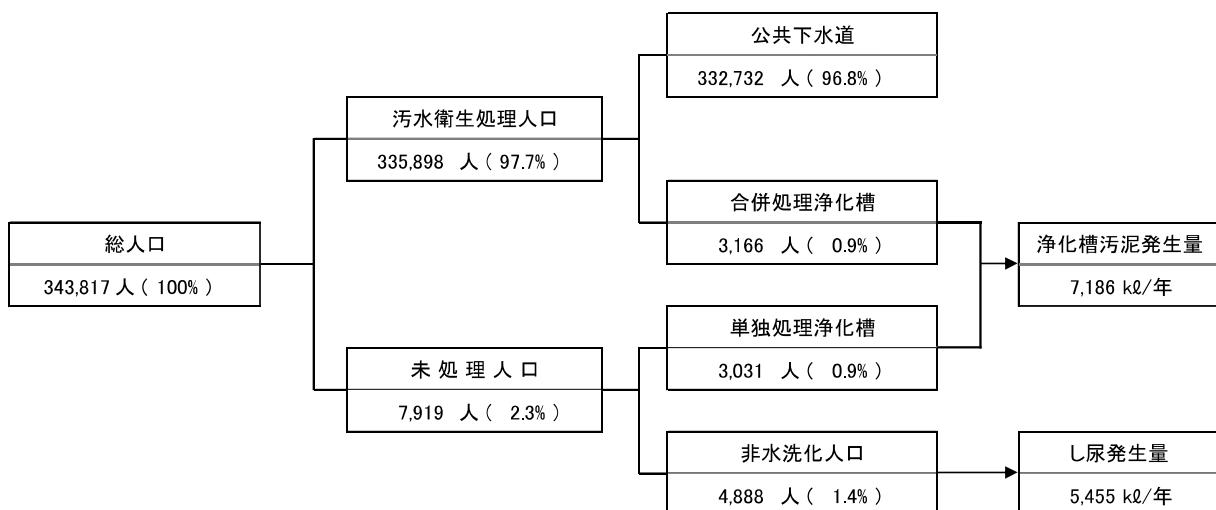


※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図1 一般廃棄物の処理状況フロー（令和3年度）

### (2) 生活排水処理の現状

令和3年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図2のとおりである。



※汚水衛生処理人口：汚水処理施設に接続されている人口

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図2 生活排水の処理状況フロー（令和3年度）

### (3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標	現 状(割合 <sup>*1</sup> ) (令和3年度)	目 標(割合 <sup>*1</sup> ) (令和10年度)
排 出 量	事業系 総排出量 1事業所当たりの排出量 <sup>*2</sup>	22,437 トン 2.03 トン/事業所
	家庭系 総排出量 1人当たりの排出量 <sup>*3</sup>	72,493 トン 184 kg/人
	合 計 事業系家庭系排出量合計	94,929 トン
再生利用量	直接資源化量 総資源化量	3,190 トン ( 3.4% ) 15,327 トン ( 16.1% )
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	25,468 MWh 110 GJ
減量化量	中間処理による減量化量	74,226 トン ( 78.2% )
最終処分量	埋立最終処分量	11,398 トン ( 12.0% )
		70,982 トン ( 78.4% )
		10,788 トン ( 11.9% )

\*1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

\*2 (1事業所当たりの排出量)= [(事業系ごみの総排出量)-(事業系ごみの資源ごみ量)]/(事業所数)

\*3 (1人当たりの排出量)= [(家庭系ごみの総排出量)-(家庭系ごみの資源ごみ量)]/(人口)

R10目標値については、令和3年12月に作成した一般廃棄物処理基本計画にて設定している。生活系の総排出量(トン)は減少しているものの、1人当たりの排出量がR10|R3比で1.1%となっている。これは、令和3年度のごみ排出実績が例年に比べ大幅に減量したためである。(令和3年度の実績値184kg/人 平成29年度～令和2年度平均値188kg/人)

R3ごみ排出量が例年よりも減少した要因については、各家庭のコロナ禍の片付けごみ排出が一段落した影響が大きいと思われるが、その反動も考えられるため、目標値については一般廃棄物処理基本計画に沿ったものを設定している。

#### 《指標の定義》

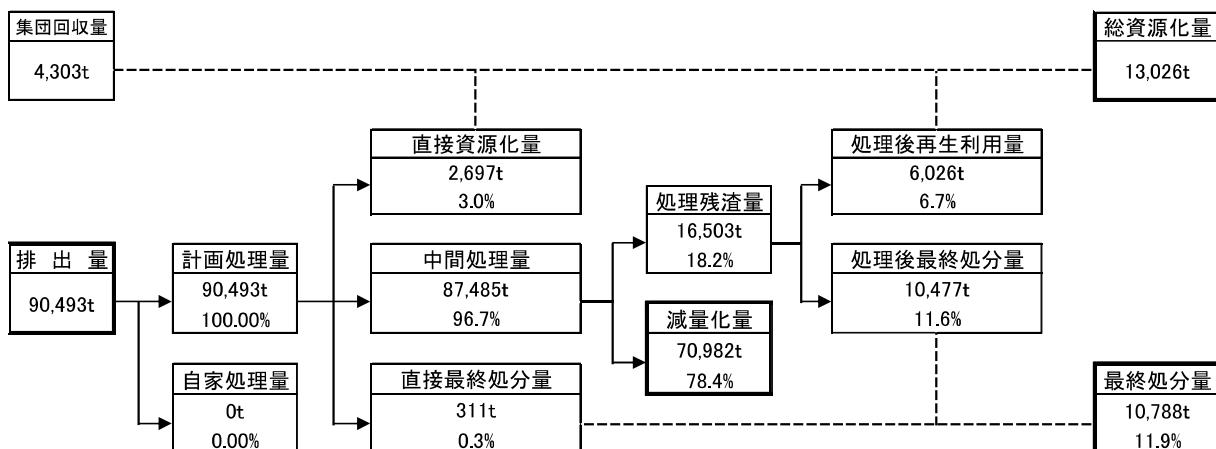
排出量:事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位:トン]

再生利用量:集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位:トン]

エネルギー回収量:エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位:MWh]及び熱利用量[単位:GJ]

減量化量:中間処理量と処理後の残渣量の差[単位:トン]

最終処分量:埋立処分された量[単位:トン]



\*端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和10年度）

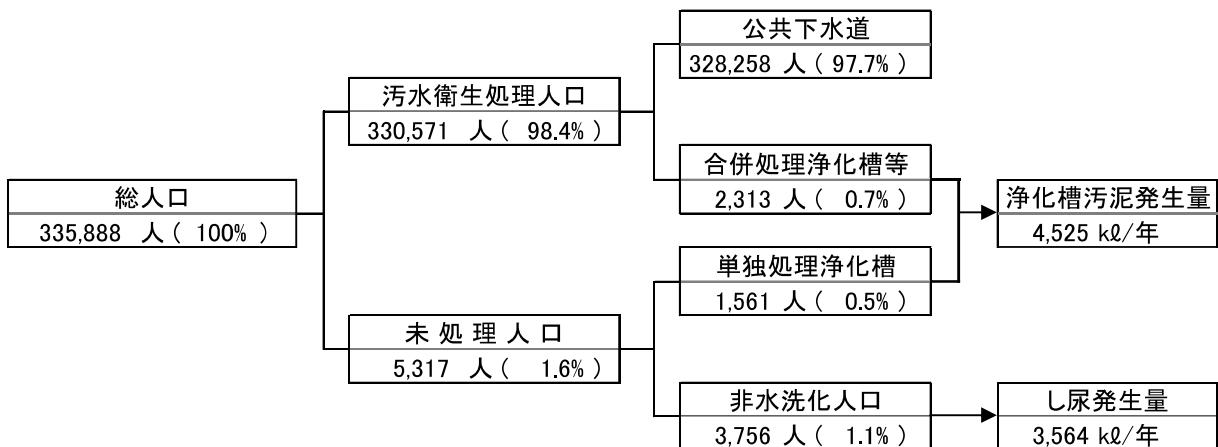
#### (4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

		令和3年度実績	令和10年度目標
処理形態別人口	公共下水道	332,732人(96.8%)	328,258人(97.7%)
	合併処理浄化槽	3,166人(0.9%)	2,313人(0.7%)
	未処理人口	7,919人(2.3%)	5,317人(1.6%)
	合計	343,817人	335,888人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	5,455 kℓ	3,564 kℓ
	浄化槽汚泥量	7,186 kℓ	4,525 kℓ
	合計	12,640 kℓ	8,089 kℓ

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー（令和10年度）

### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

##### ア 有料化

ごみ減量化の有効な方法の1つとして指定ごみ袋の課金による家庭ごみ有料化があるが、有料化によらない施策の実施によりごみの減量が進んでいるため、今後は、周辺の都市の有料化の導入状況等に留意しながら、慎重に検討していく。

また、令和4年3月に改訂された「一般廃棄物処理有料化の手引き」において検討を要請されているプラスチック使用製品廃棄物の分別収集などに伴う有料収集については検討に向けた議論を重ねており、具体的には令和2年度中に実施したごみ処理有料化制度導入に関するアンケート調査や、廃棄物減量等推進協議会にて同制度導入への審議を実施している。

##### イ 環境教育、普及啓発、助成

循環型社会に向けた環境教育・啓発として以下の取り組みを行っている。

- ・北部クリーンセンターの施設見学の実施
- ・啓発パンフレットや環境学習の実施
- ・3R講座や出前講座の実施
- ・自治会等団体へのパネル貸し出しや資料提供
- ・社会科副読本「くらしとごみ」の配布
- ・絵画や標語のコンクールを通じて3Rや環境美化に対する意識の向上
- ・ごみ焼却施設、リサイクル施設等における体験学習やリサイクル教室等の企画立案
- ・事業者を対象とした、環境教育・環境学習についての講演会の実施

##### ウ 各種持参運動の推進、容器包装の削減推進

令和2年7月1日から全国でレジ袋が有料化され、この機会を捉えて市民に対してマイバッグの持参を継続して呼びかけるほか、ごみとなる使い捨ての割り箸、紙コップなどを使わない意識を育てるため、各種持参運動を推進し、マイはしやマイスプーン等の持参物の使用を推奨する意識の醸成を働きかける。

##### エ 過剰包装お断り運動の推進

不必要的過剰包装を断るほか、個包装の商品の購入を控える等、包装の簡素化を推進することで、市民及び事業者の減量化意識を育む。

##### オ 食品ロス削減運動の推進

令和2年度に本市で実施した分別状況調査から、家庭から出る生ごみの6%は賞味・消費期限切れ等による手つかず食品や食べ残しの廃棄であることが分かり、その量は一人当たり年間約10kgになる。食品ロスの削減に向けて、定期的に冷蔵庫の

中を確認する習慣を啓発する「冷蔵庫10検運動」を推進し、手つかず食品の廃棄防止を図る。

#### **力 水切り運動の推進**

水切り袋に入った生ごみをそのまま出すのではなく「もう一搾り」する、濡れた生ごみは乾かしてから捨てる、調理の際には最初から濡らさないようにする等、家庭生活の中でできる水切りの工夫をホームページやイベントを通して市民へ周知を図る。

#### **キ 集団資源回収の促進**

集団資源回収における古紙等の回収は地域で長年行われてきており、この取組はごみ減量と資源化の推進に寄与することから、本市では平成5年から回収量に応じた補助を行っており、広報の充実や雑がみ回収の促進、指定回収業者との連携、補助単価の見直し等を通じて引き続き集団資源回収を推進する。

#### **ク 店頭回収の拡充**

ペットボトルや食品トレイ、牛乳パック等の店頭回収は、消費者が購入時に持参することで効率的な資源回収が可能であり、市民に配布するガイドブックの記載等、広報の充実により店頭回収を推進する。

#### **ケ イベント回収の実施**

実施に際しては資源化業者や開催場所管理者と協議の上、これまで取り組んできた古着・古布のイベント回収を実施し、資源化の促進を図る。

#### **コ 宅配回収の連携実施**

「小型家電リサイクル法」の認定事業者が、宅配便を活用して使用済みパソコンや小型家電を有料回収しており、本市との協定によりパソコンを含むサービス利用料金が無料となる事業を実施しており、引き続き資源化の促進を図る。

#### **サ 適正処理困難物の再生利用委託**

適正処理困難物をストックヤードで受け入れ、再生処理可能なものについては廃棄物処理業者へ処理を委託し、資源化を推進する。

#### **シ 事業用大規模建築物の所有者等に対する減量計画の徹底**

事業系ごみを多量に発生させることが見込まれる事業者に発生抑制、資源化、適正な処理についての指導及び助言を行うため、1棟で1,000m<sup>2</sup>以上の建築物の所有者又は管理者に対して「事業系廃棄物管理責任者」の選任と「事業系廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する計画書」の提出を毎年求める。計画書については、年

度ごとの比較や同規模又は同業種の事業所との比較を行い、必要に応じて訪問指導等を実施する。

## ス 生活排水対策

家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、適正な浄化槽の維持管理についての広報活動の強化を引き続き図る。

### (2) 処理体制

#### ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分および処理方法については、表3のとおりである。

その他プラスチック製容器包装ごみの分別収集について、平成19年2月から、容器包装リサイクル法に基づく「その他のプラスチック製容器包装」ごみの袋類、パック・カップ類、プラスチックボトル類の三品目限り、定期収集による分別収集を開始し、平成21年10月から収集対象を全品目に拡大した。また、紙ごみの分別収集について、平成26年1月から開始しており、家庭ごみにおけるびんの色別収集については、平成26年4月から開始するとともに、大型ごみ等の施設への搬入量制限を実施した。

今後も、市民の利便性を勘案し、ごみの減量施策について検討していく。

なお、新たな焼却施設においては高効率発電設備を備えていることから、焼却エネルギーの有効活用に取り組んでいく。

#### イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系一般廃棄物については、施設への家庭系大型ごみの搬入制限に伴い、家庭ごみを偽った事業者による搬入が防がれることになったことや、産業廃棄物の徹底排除により事業系の大型ごみの搬入量は大幅に減少している。

また、平成26年度からマニュフェスト制度を導入し、排出事業者、ごみ種、排出量等が明確に確認できることになったことなど、排出事業者に対する意識の啓発や収集運搬業者による不適正処理を防止している。また、マニュフェストの正しい運用について指導を行っていく。

今後も他都市の動向等を踏まえ、必要に応じて排出抑制施策について検討する。

#### ウ 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

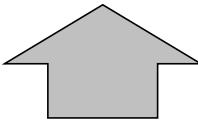
一般廃棄物と産業廃棄物の分別及び分離が困難な「併せ産業廃棄物」については、処理施設に支障が生じない範囲において、一般廃棄物と併せて処理することが必要と認めた場合のみ、事前協議を義務づけ受け入れることとしているが、その判断基準を明確にするなど、必要に応じて見直しを行う。

#### エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理について、下水道整備計画区域外及び下水道が整備されていない人口散在地域において、引き続き浄化槽の整備を進めていく。し尿及び浄化槽汚泥については、現在、し尿処理施設において処理し、生じた汚泥を脱水後に焼却し、焼却灰については適正に埋立処分している。今後、下水道整備により、収集量の減少がさらに見込まれることから、経済的で効率的な処理について検討していく。

表3 大津市地域の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状(令和3年度)		今 後(令和10年度)	
分別区分	処理方法	一次処理	二次処理
その他プラスチック	資源化 圧縮・梱包	大津市北部クリーンセンター プラスチック容器資源化施設	指定法人 大津市環境美化センター 焼却施設等
燃やせるごみ	焼却 焼却(熱回収)	大津市環境美化センター 焼却施設	埋立 大津市北部クリーンセンター 焼却施設
燃やせないごみ	破碎・埋立 破碎	大津市環境美化センター リサイクル施設 大津市北部クリーンセンター 破砕処理設備	埋立 大津市環境美化センター リサイクル施設
ペットボトル	圧縮・梱包	大津市環境美化センター リサイクル施設 大津市北部クリーンセンター 再資源化施設	指定法人 大津市環境美化センター リサイクル施設
ひん	手選別 圧縮	大津市環境美化センター リサイクル施設 大津市北部クリーンセンター 再資源化施設	指定法人(その他のびん) 大津市環境美化センター リサイクル施設
かん	資源化 圧縮	大津市環境美化センター リサイクル施設 大津市北部クリーンセンター 再資源化施設	資源化 大津市環境美化センター リサイクル施設
古紙・アルミ缶 (集團回収)	(壳却)	資源化	資源化 (壳却)
紙ごみ	(壳却)	資源化	資源化 (壳却)
牛乳パック	(壳却)	資源化	資源化 (壳却)
乾電池	委託	乾電池	委託
大型ごみ	複合 破碎分別ほか	大津市環境美化センター リサイクル施設 大津市北部クリーンセンター 粗大ごみ処理施設破砕設備	資源化 大津市環境美化センター リサイクル施設 大津市北部クリーンセンター リサイクル施設



現 状(令和3年度)		今 後(令和10年度)	
分別区分	処理方法	一次処理	二次処理
その他プラスチック	資源化 圧縮・梱包	大津市北部クリーンセンター プラスチック容器資源化施設	指定法人 大津市環境美化センター 焼却施設等
燃やせるごみ	焼却 焼却(熱回収)	大津市環境美化センター 焼却施設	埋立 大津市北部クリーンセンター 焼却施設
燃やせないごみ	破碎・埋立 破碎	大津市環境美化センター リサイクル施設 大津市北部クリーンセンター 破砕処理設備	埋立 大津市環境美化センター リサイクル施設
ペットボトル	圧縮・梱包	大津市環境美化センター リサイクル施設 大津市北部クリーンセンター 再資源化施設	指定法人 大津市環境美化センター リサイクル施設
ひん	手選別 圧縮	大津市環境美化センター リサイクル施設 大津市北部クリーンセンター 再資源化施設	指定法人(その他のびん) 大津市環境美化センター リサイクル施設
かん	資源化 圧縮	大津市環境美化センター リサイクル施設 大津市北部クリーンセンター 再資源化施設	資源化 大津市環境美化センター リサイクル施設
古紙・アルミ缶 (集團回収)	(壳却)	資源化	資源化 (壳却)
紙ごみ	(壳却)	資源化	資源化 (壳却)
牛乳パック	(壳却)	資源化	資源化 (壳却)
乾電池	委託	乾電池	委託
大型ごみ	複合 破碎分別ほか	大津市環境美化センター リサイクル施設 大津市北部クリーンセンター 粗大ごみ処理施設破砕設備	資源化 大津市環境美化センター リサイクル施設 大津市北部クリーンセンター リサイクル施設

### (3) 処理施設の整備

#### ア 廃棄物処理施設

前述(2)で示した処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全体事業期間)	国土強靭化
1	廃棄物最終処分場 北部廃棄物最終処分場	最終処分場 整備事業 (増設)	—	大津市	R9～R9 (R9～R11)	大津市国土強靭化地域計画
2	高効率ごみ発電施設 北部クリーンセンター	北部クリーン センター 焼却施設解 体事業	175t/日 (87.5t/日 × 2炉)	大津市	R5～R7	大津市国土強靭化地域計画

(整備理由)

事業番号 1 既存施設の埋立可能容量の減少

事業番号 2 既存ごみ焼却施設の老朽化、エネルギーの効率的回収・有効利用の促進

※現計画では、解体事業のみ、施設整備事業H29～R4(第3期地域計画)

#### イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽の整備計画

事業	直近の整備済 基 数(基) (令和3年度)	整備計画 基 数 (基)	整備計画 人 口 (人)	事業期間	国土強靭化
浄化槽設置整備事業	7	55	315	R5～R9	大津市国土 強靭化地域 計画
公共浄化槽等整備推進事業	—	—	—	—	—
その他地方単独事業	—	—	—	—	—
合計	7	55	315		

### (4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 施設整備に関する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1	北部廃棄物最終処分場整備事業(増設)に係る基 本設計等調査事業	基本設計等	R6～R8

## (5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

### ア 再利用品の需要拡大事業

ごみの減量化と資源化の施策を推進していくためには、市民、事業者、行政の協働による取組が不可欠であり、本市では、市民が取り組む一斉清掃活動や地域の集団回収等の活動を引き続き支援していく。

また、自治連合会をはじめとする市民団体や市内の事業所等で構成される「ごみ減量と資源再利用推進会議」では、さんまるいちまる3010運動の推進等のごみ問題に関連した様々な活動をとおして、ごみの減量と資源化を推進し、「ごみ減量と資源再利用推進会議」と一体となった取組が展開できるよう、協力体制の更なる強化を進めていく。

### イ 廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発

使用済み小型家電の回収や再資源化を推進するための「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(平成24年法律第57号)（以下「小型家電リサイクル法」という。）が平成25年に施行された。本市は、小型家電を燃やせないごみとして収集し、破碎処理した後に資源物を事業者に引き渡していたが、破碎可燃が多く出る傾向にあり、小型家電リサイクル法の施行により、使用済みの小型家電製品をそのまま引き取り資源化する認定事業者が増加していることから、リサイクル施設において、小型家電をピックアップして回収し、認定事業者に引き渡す取組を令和3年10月から開始した。

今後は、回収ボックスを公共施設や商業施設等に常設し、排出者が直接投入した使用済み小型家電を定期的に回収する手法やイベントでの回収等について検討する。

使用済み小型家電の分別収集の実施にあたっては、ボックスの設置場所や管理方法、引き取り単価、回収品目、バッテリーの取り外し等の課題があるが、一時的な処理ではなく、長期的に安定的な処理を継続して行えることを基本とし、リサイクル施設の整備状況も踏まえて効率的な方法を検討する。

### ウ 分別の徹底と啓発強化

ガイドブックや「分け方・出し方」パンフレット、ごみ分別アプリ、ホームページ、広報紙を通じて家庭系ごみの分別について繰り返し啓発を実施し、分別基準についてさらなる周知徹底を図ることにより、燃やせるごみから資源ごみへ移行させる。（チラシ・折込広告、雑誌、カタログ・パンフレット、ダンボール、紙製容器包装、ペットボトル、透明・茶色ガラスびん、スチール缶）

### エ 持ち去り業者対策の強化

アルミかんや紙ごみ、不燃物内の資源物を集積所から持ち去る業者が増加している

ため、職員による巡回パトロールを行うほか、地域住民による監視やパトロールと連携して指導を行い、地域からの持ち去り業者排除を推進する。なお、集団資源回収で集められた資源物は有価物であり、持ち去り行為は違法となることから、地域の自己防衛措置としての観点からも集団資源回収の取り組みを推奨する。

#### **オ 不適正排出の排除、産業廃棄物の排除**

「大津市事業系ごみ減量・適正処理ガイドブック」を配布するほか、ホームページなどを通じて一般廃棄物と産業廃棄物との明確な区分等について情報提供を実施するとともに、施設におけるマニフェストの確認や目視での検査、搬入物の展開調査を定期的に行うことで、不適正排出の排除及び産業廃棄物の排除を行う。

#### **カ 不法投棄対策**

不法投棄のパトロールや各種調査データの検証を元に、監視体制を整備する一方で、早期発見による再発防止のため、ごみ分別アプリによる通報機能の活用に努める。啓発看板と併せてウェブカメラを増設するなど、効率的な対策と強化を図る一方で、違反者には警察への通報や法律に基づく処分を求めるなど、市として対策強化と徹底の姿勢を明確にする。

#### **キ 災害時の廃棄物処理に関する事項**

本市が策定した災害廃棄物処理計画（平成30年3月策定）を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺地域との連携体制を構築する。

※仮置場・・・大津市地域防災計画に掲載されている仮置場候補地の総面積と仮置場必要面積との比較を行い情報整理した結果、搬入速度、処理速度を考慮した推計方法による一次仮置場に必要な面積は満たしていることになるが、二次仮置場の設置も含めると不足するパターンが生じる上、仮置場候補地はほとんどが1箇所の面積が1ha未満であり、遊具なども設置されていることから、大半は仮置場として使用不可能であることが確認された。

大津市地域防災計画に掲載された仮置場候補地のほとんどが仮置場として使用不可能であることが明らかになったため、新たな仮置場候補地を抽出する必要がある。  
※最終処分場・・・本市が保有する廃棄物最終処分場は、北部廃棄物最終処分場、大田廃棄物最終処分場、最終処分場（中町）（平成11年3月埋立終了）、最終処分場（淀町）（平成26年3月埋立終了）である。

最終処分場が不足する場合は、広域的に処分を行う必要があるため、経済的な手段・方法で運搬できる最終処分場のリストを作成し、民間事業者等の活用も含めて検討する。

また、最終処分場の埋立終了区域は、災害廃棄物、再生利用予定のコンクリート

くず等の一時的保管場所としての利用を検討する。

## 4 計画のフォローアップと事後評価

### (1) 計画のフォローアップ

大津市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、滋賀県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

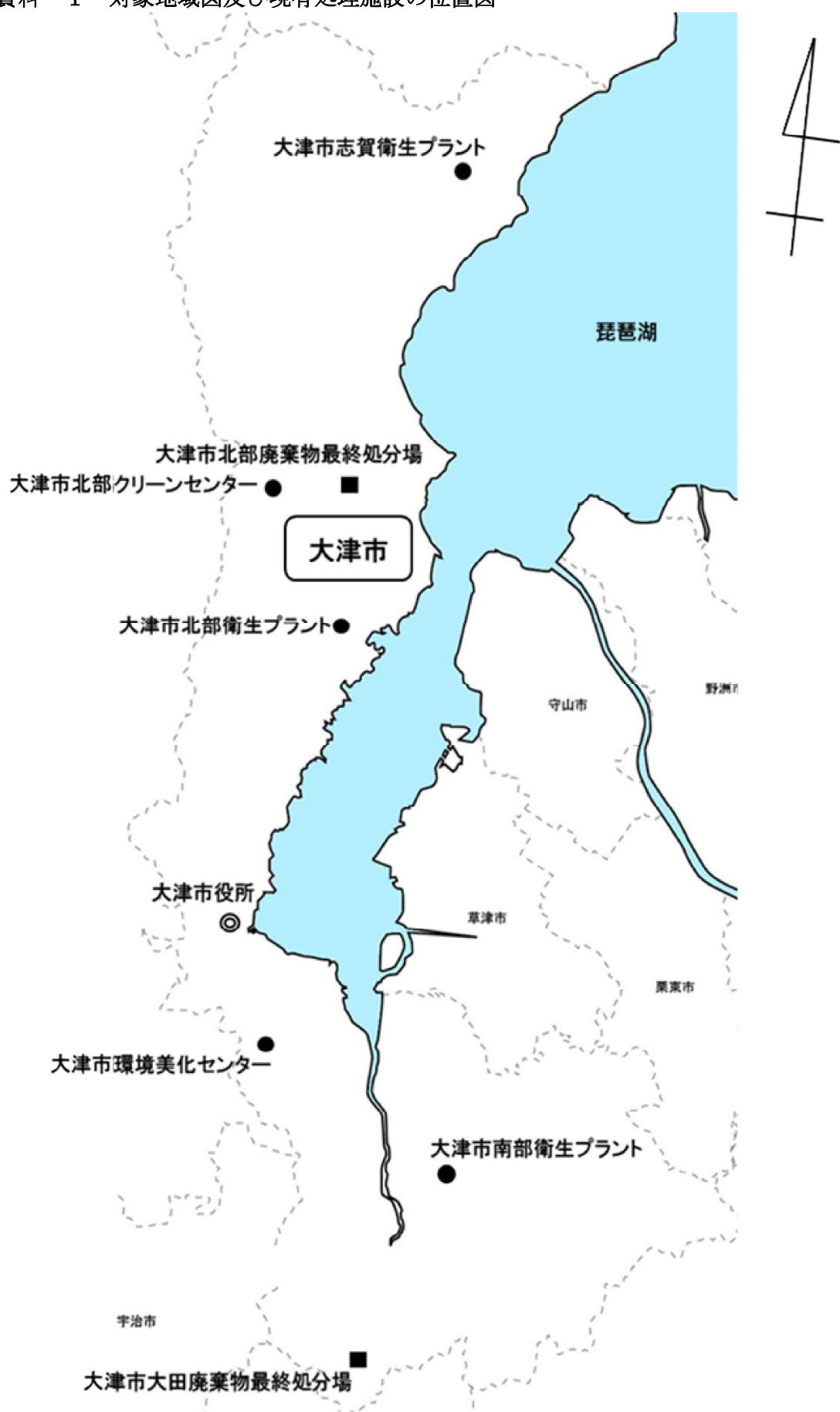
### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

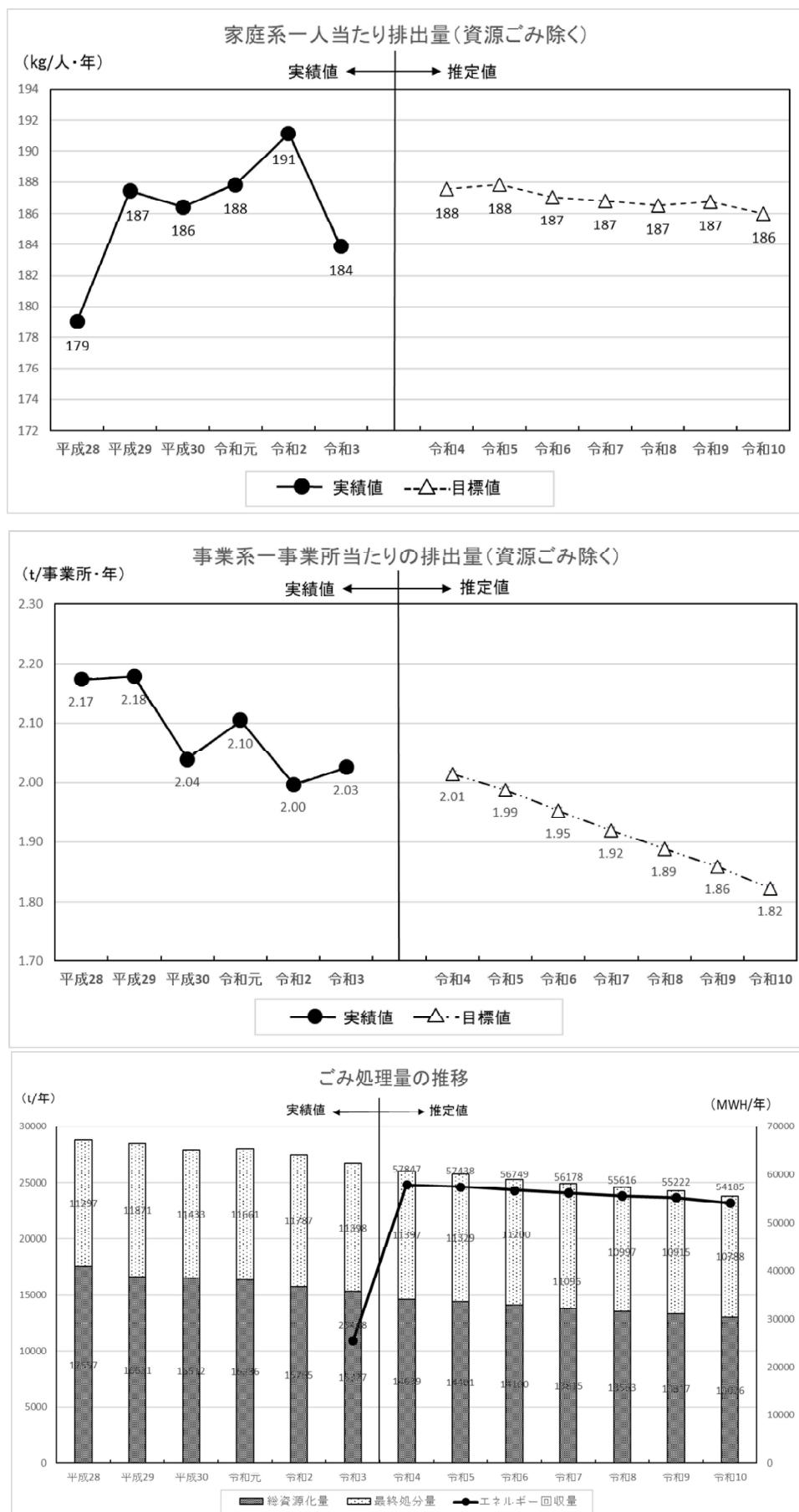
また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

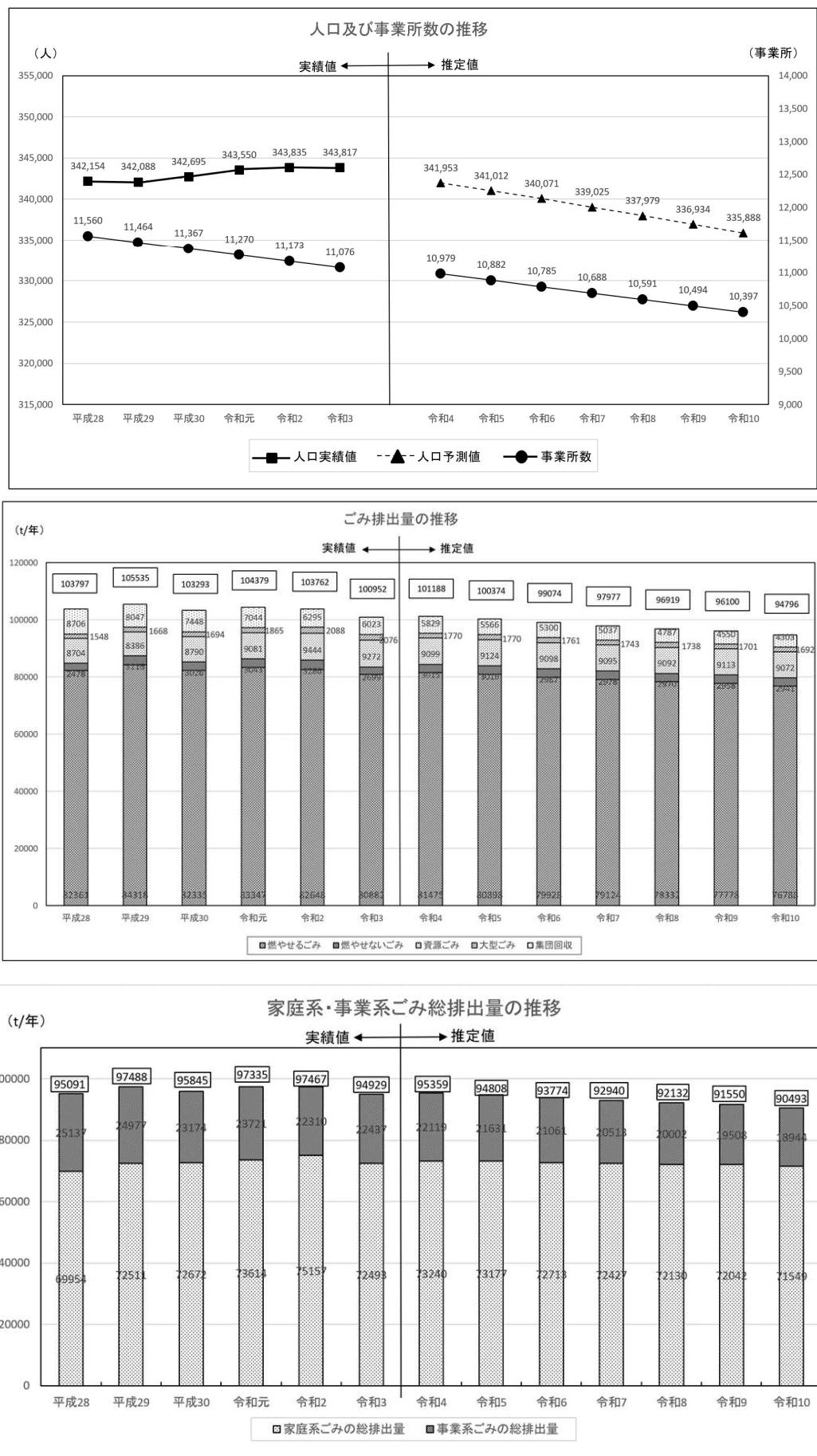
添付資料－1 対象地域図及び現有処理施設の位置図



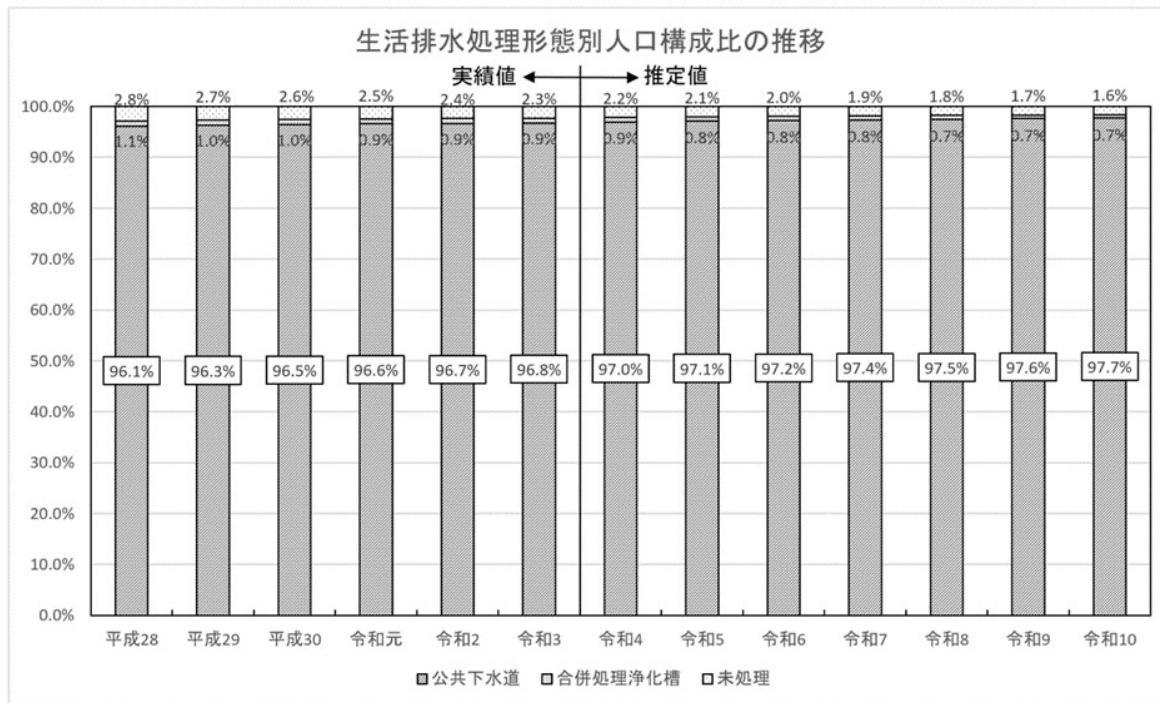
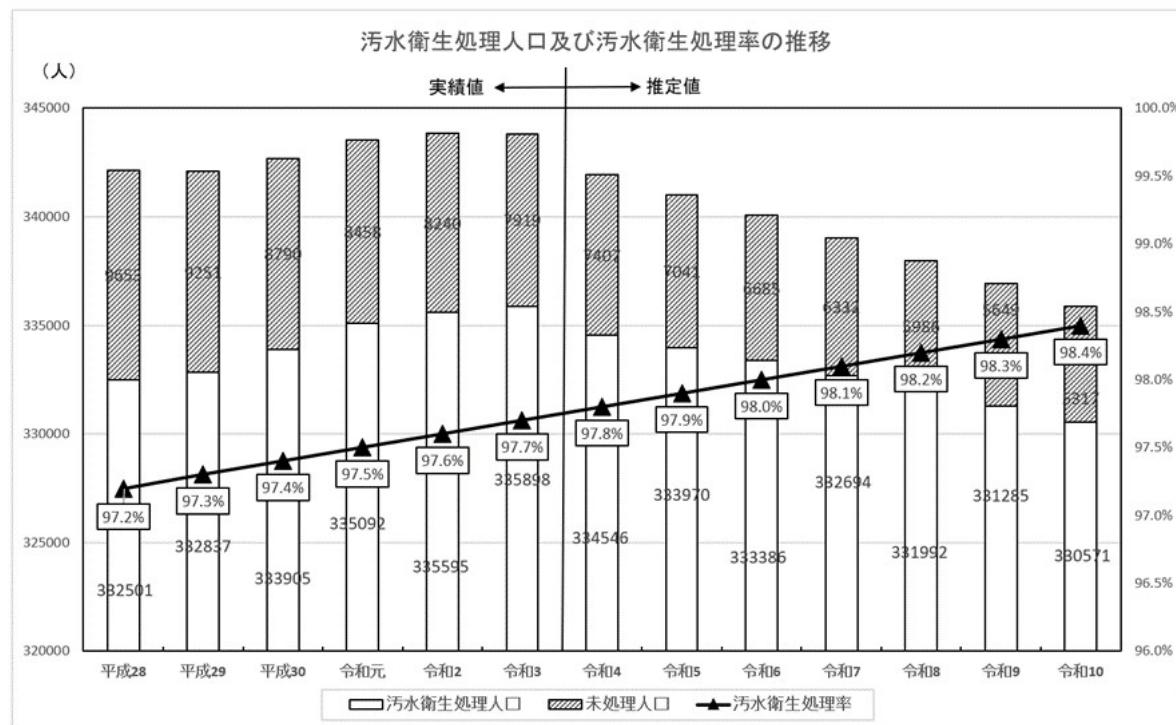
## 添付資料－2① 目標設定に関するグラフ類



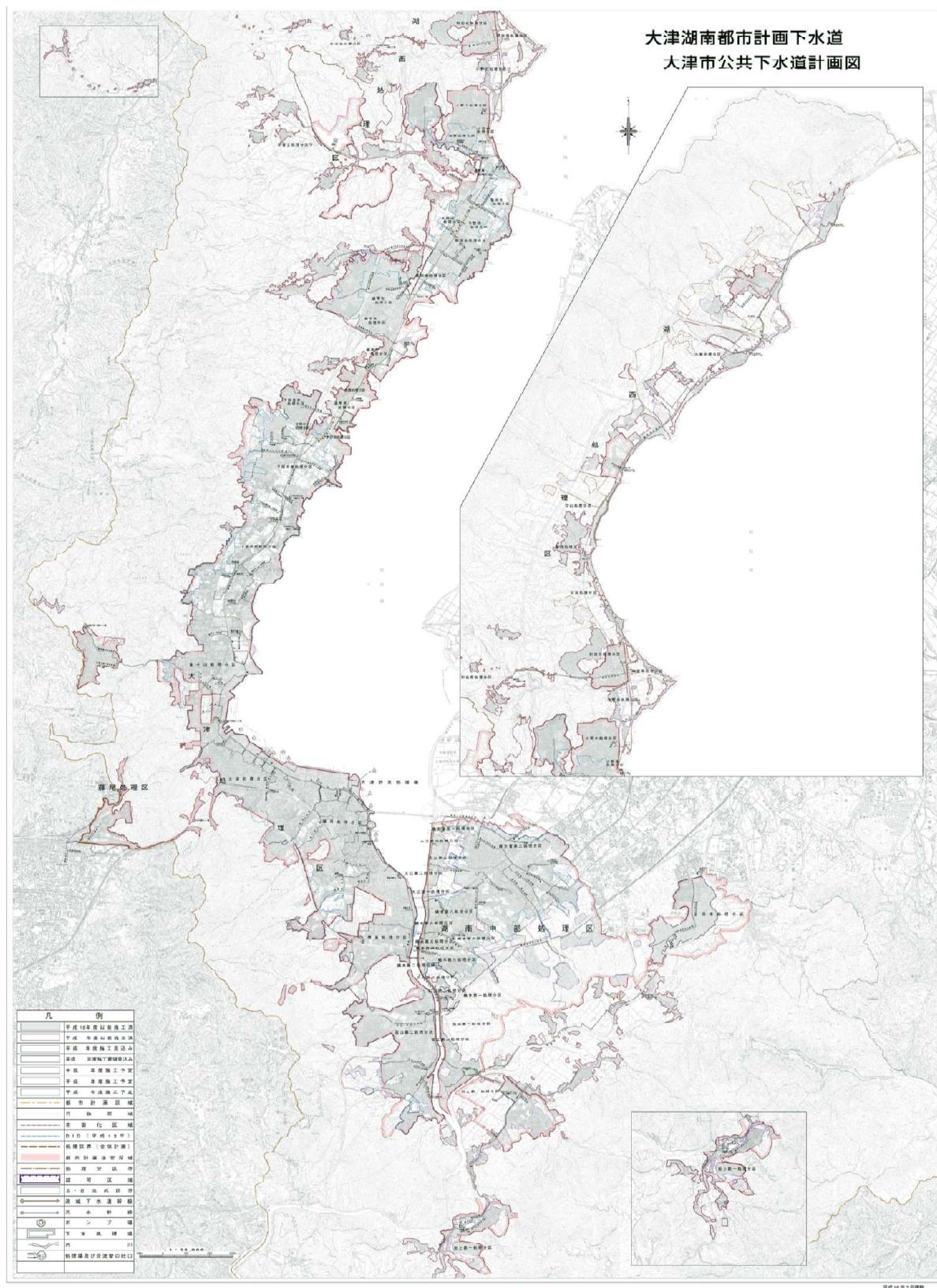
## 添付資料－2② 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ



### 添付資料－2③ 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ

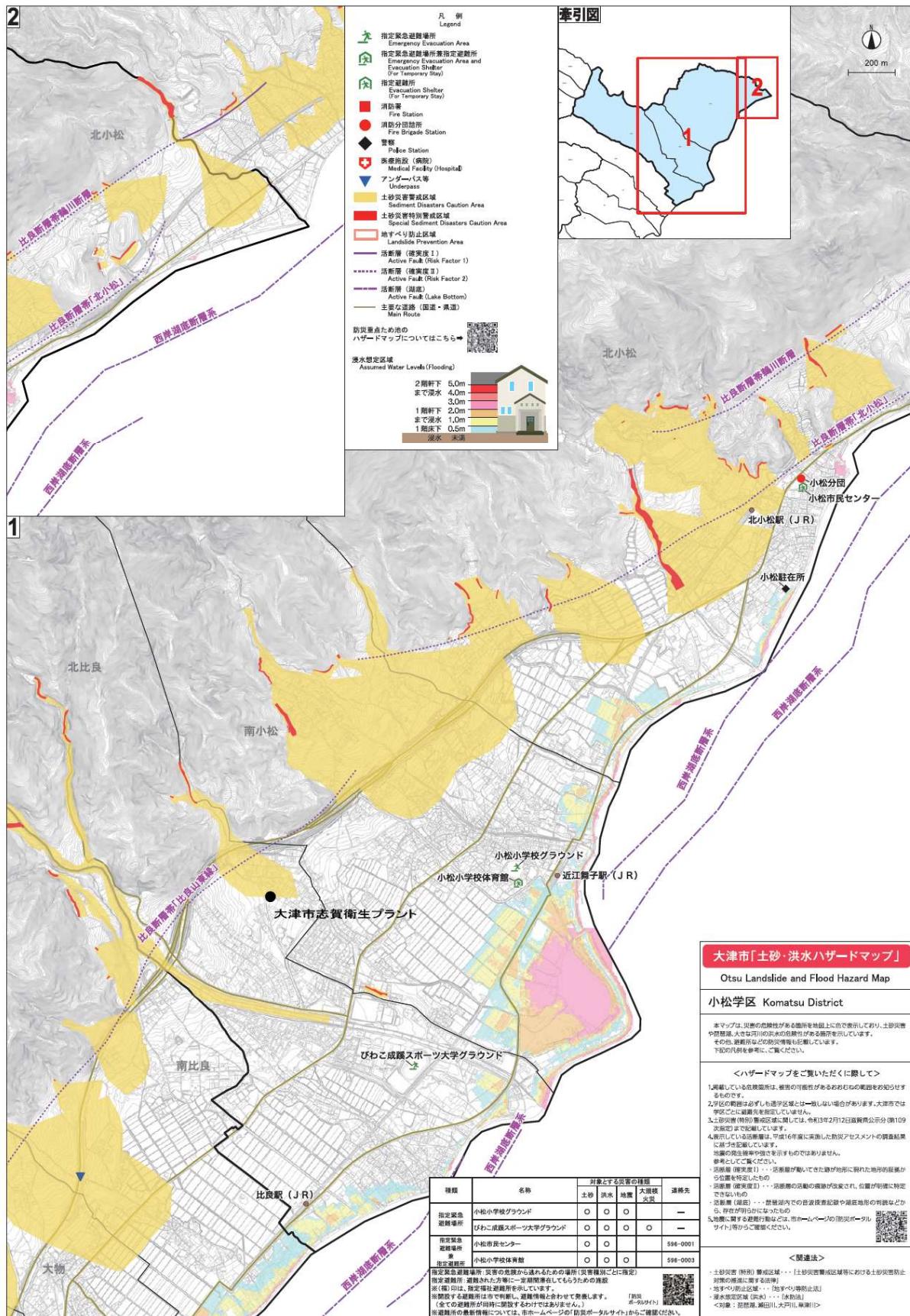


### 添付資料－3 生活排水処理施設整備計画図

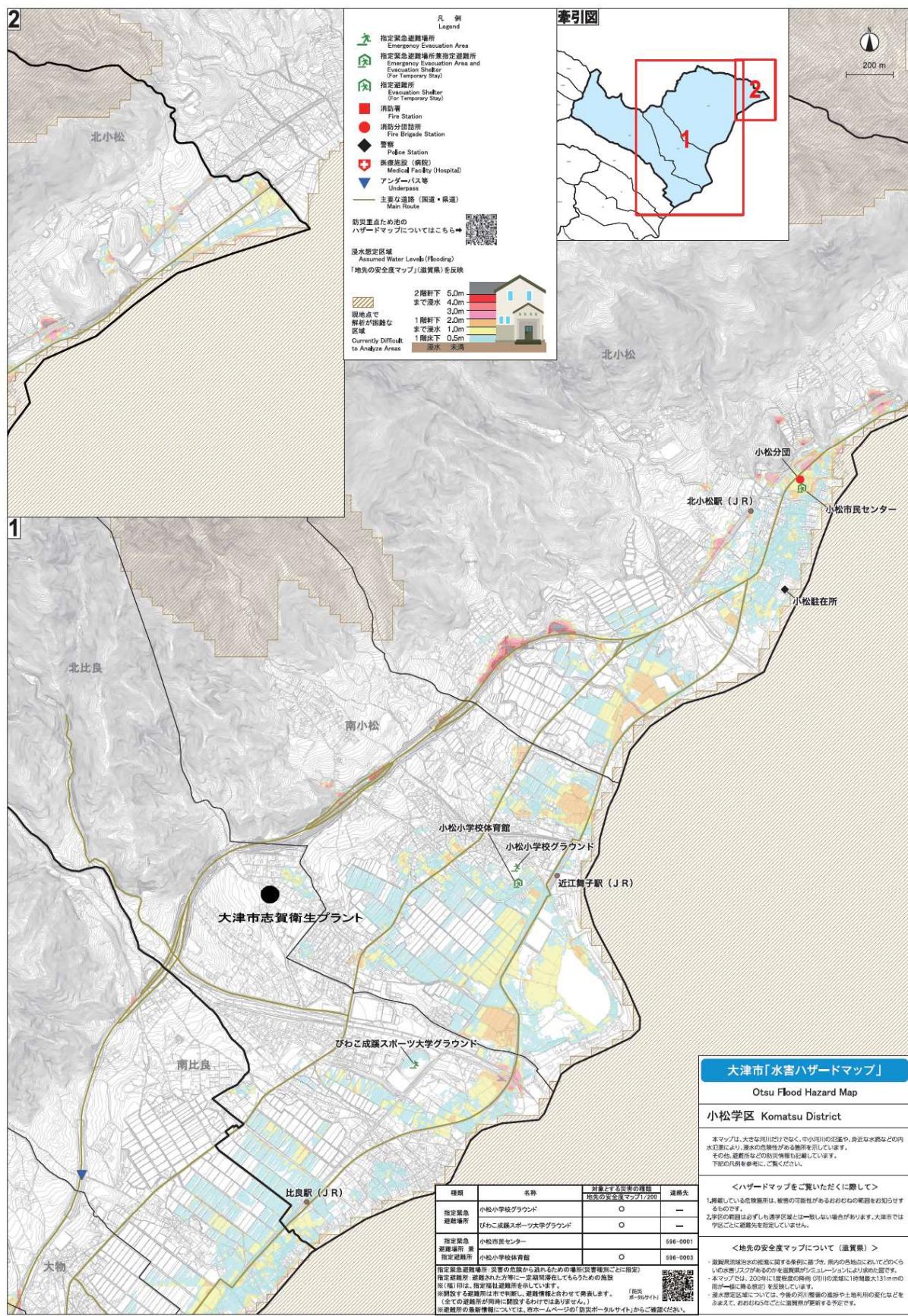


図は公共下水道区域を示すものであり、生活排水処理施設整備区域は公共下水道区域以外とする。

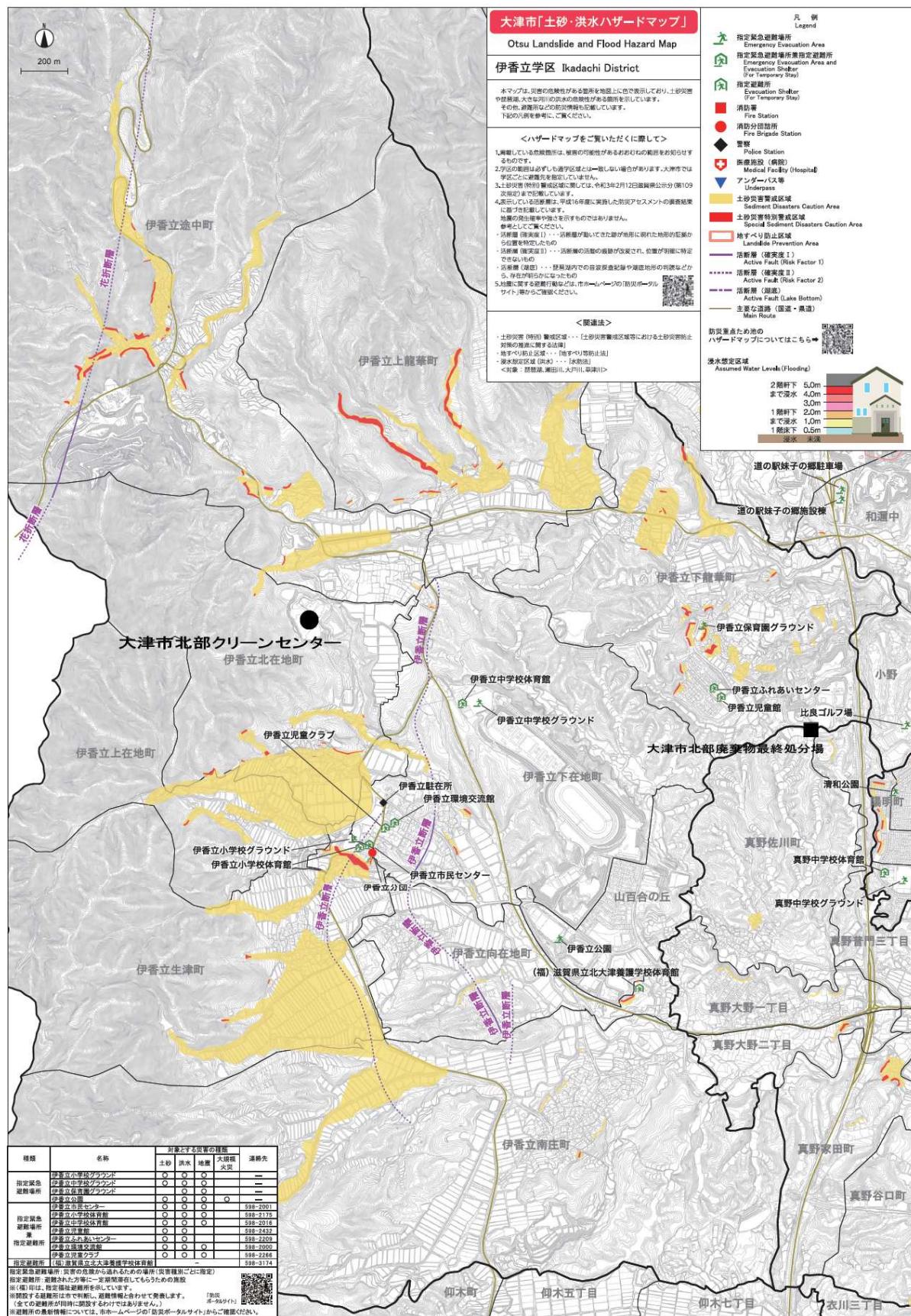
## 添付資料-4 ① 廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ



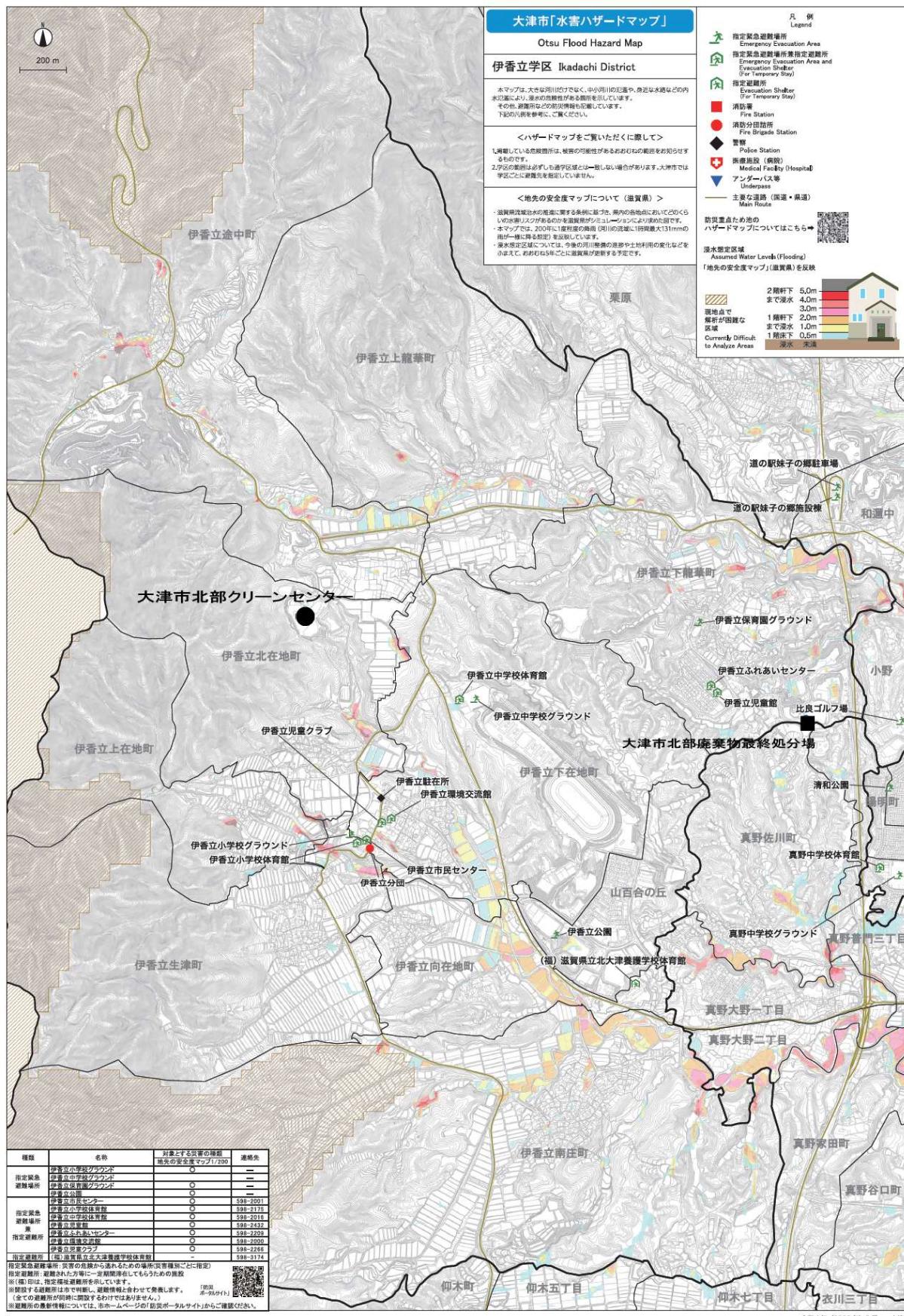
#### 添付資料-4 ② 廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ



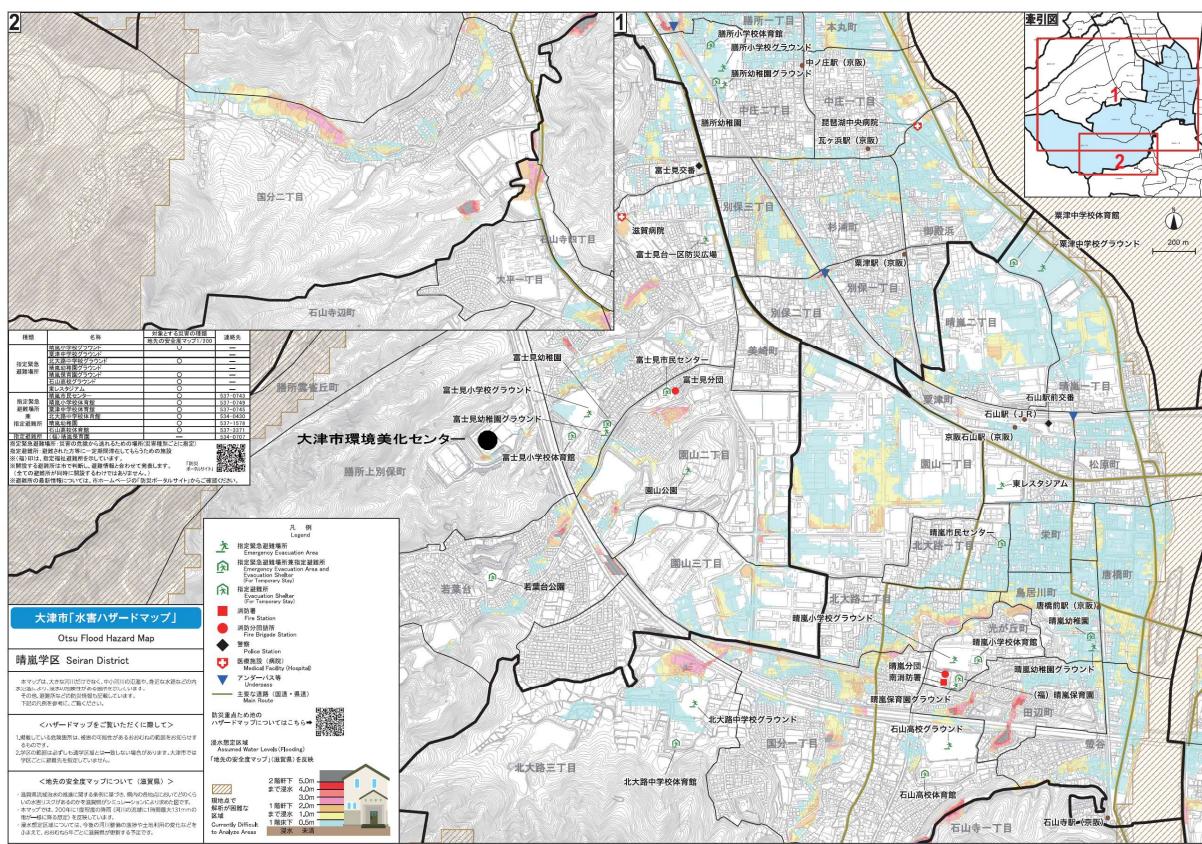
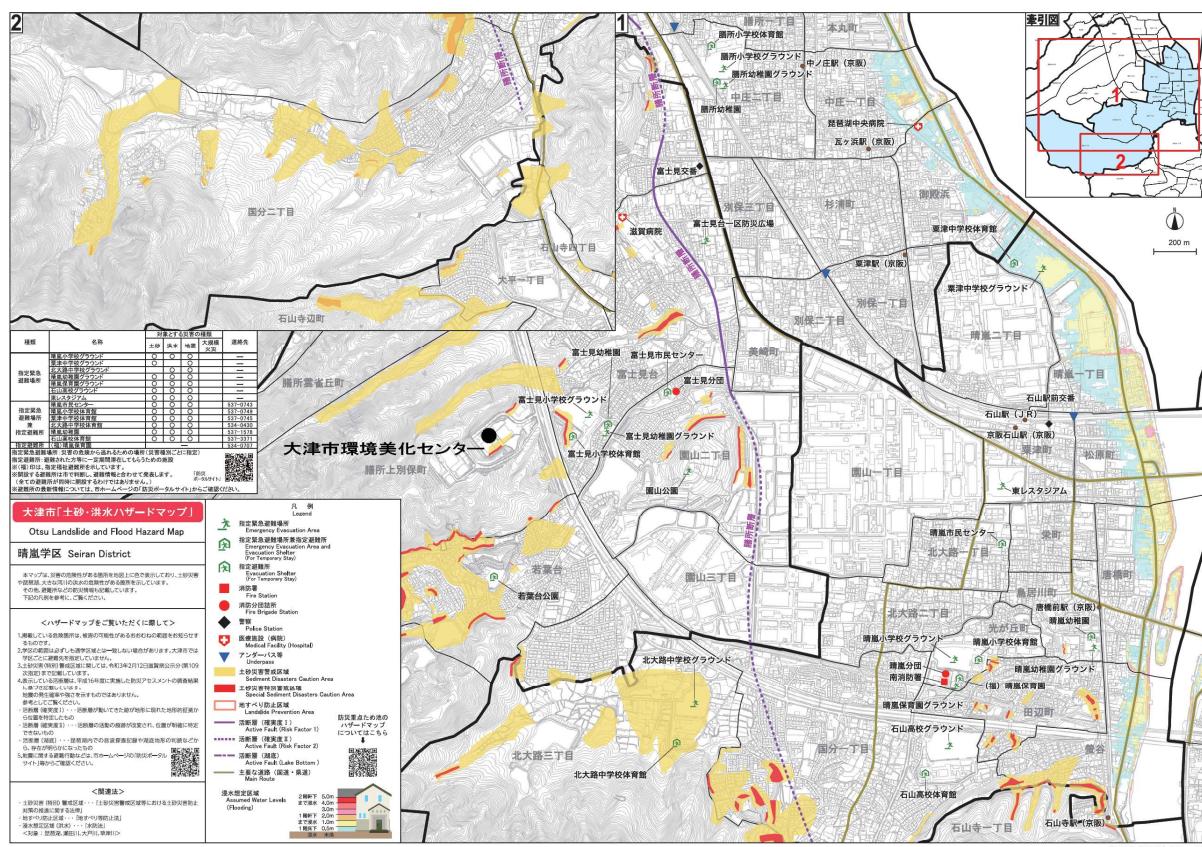
#### 添付資料-4 ③ 廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ



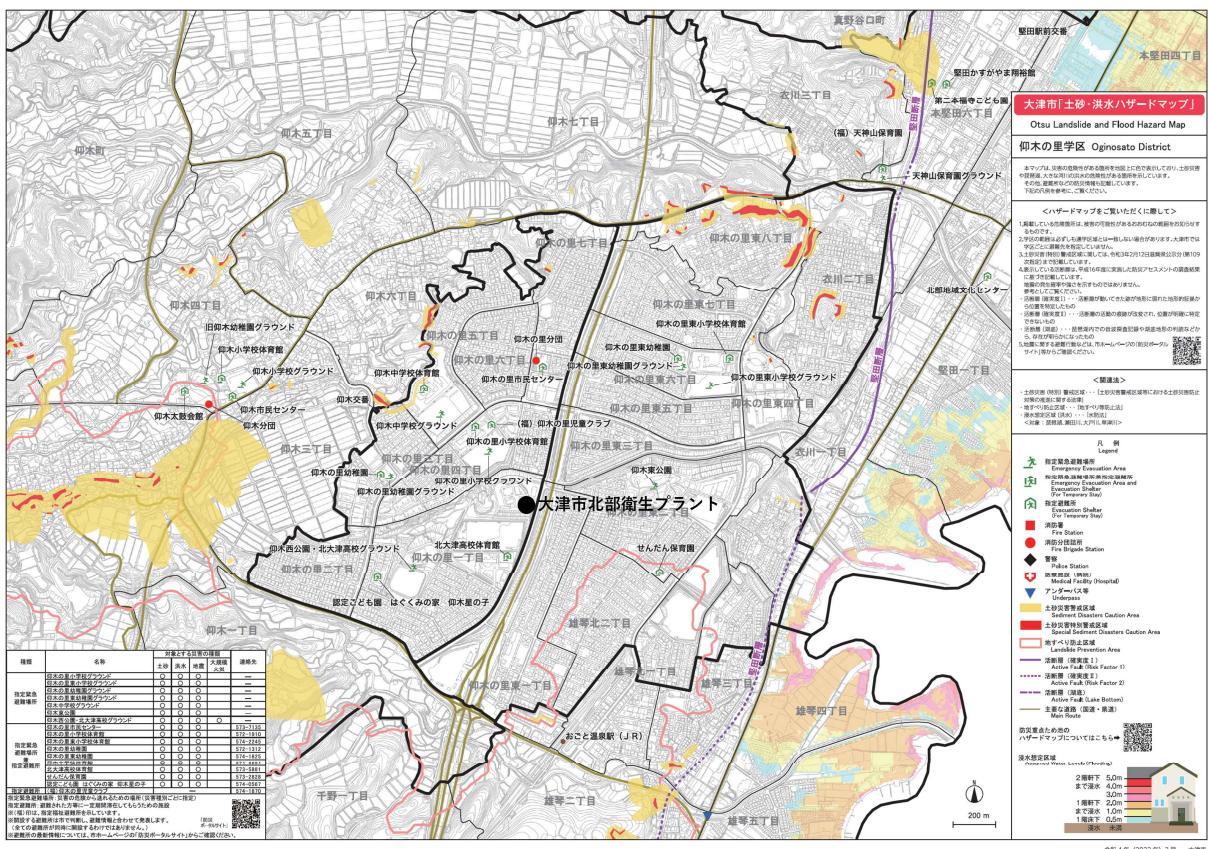
#### 添付資料-4 ④ 廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ



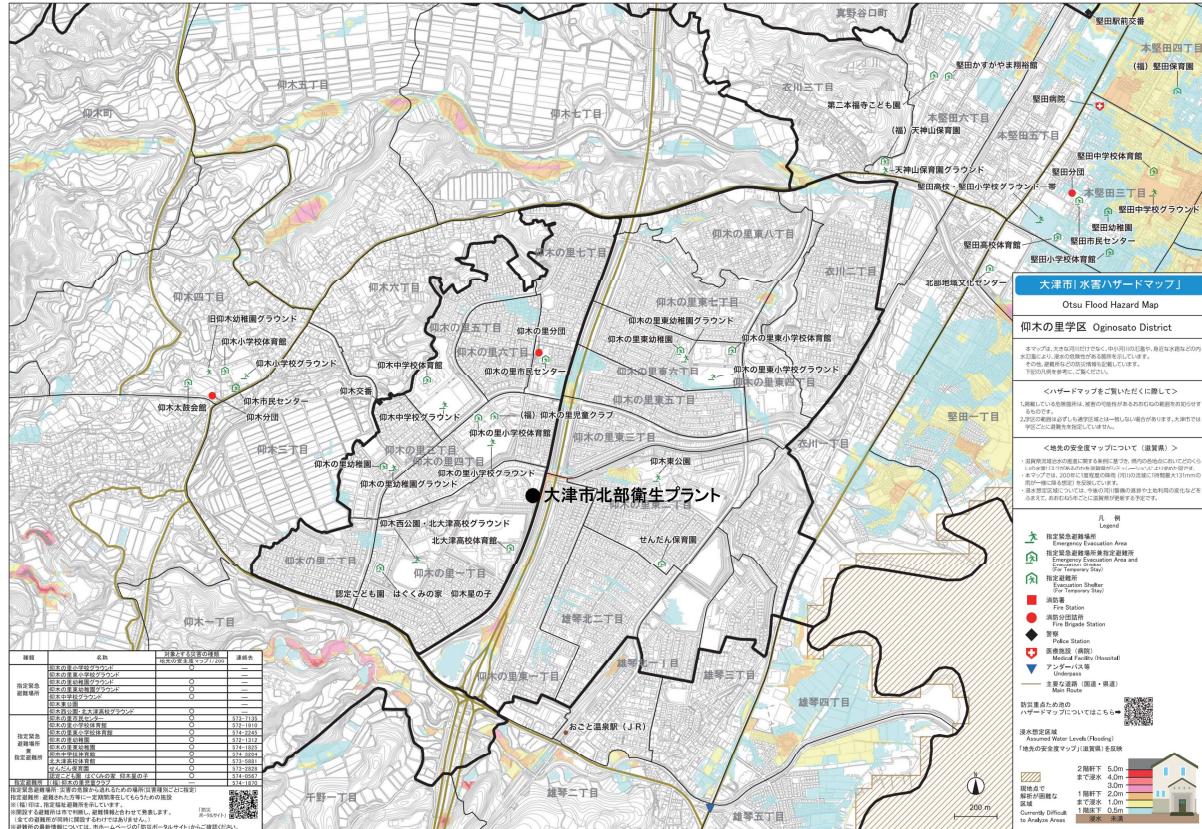
#### 添付資料-4 ⑤ 廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ



#### 添付資料-4 ⑥ 廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ

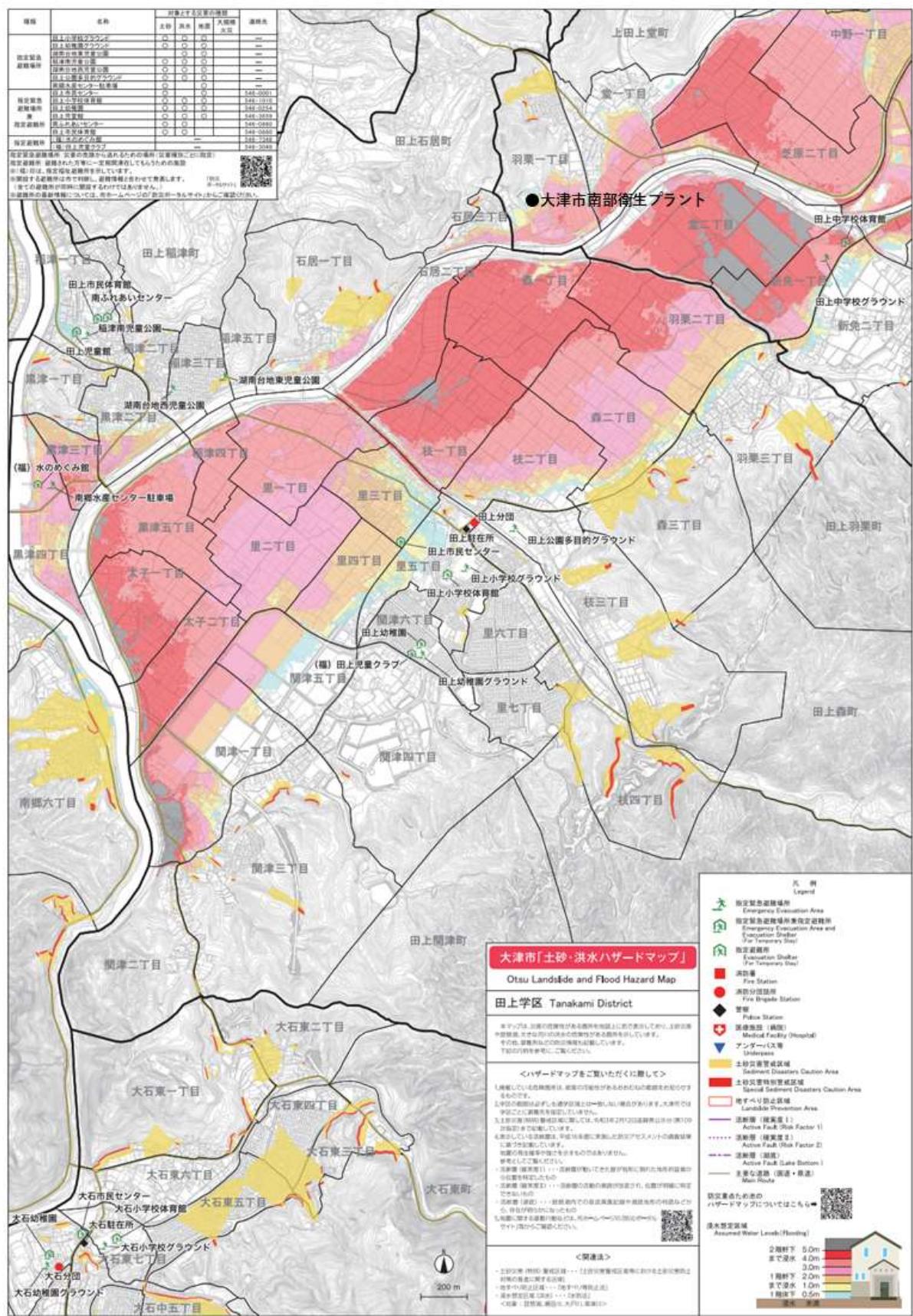


令和4年(2022年)3月 大津市

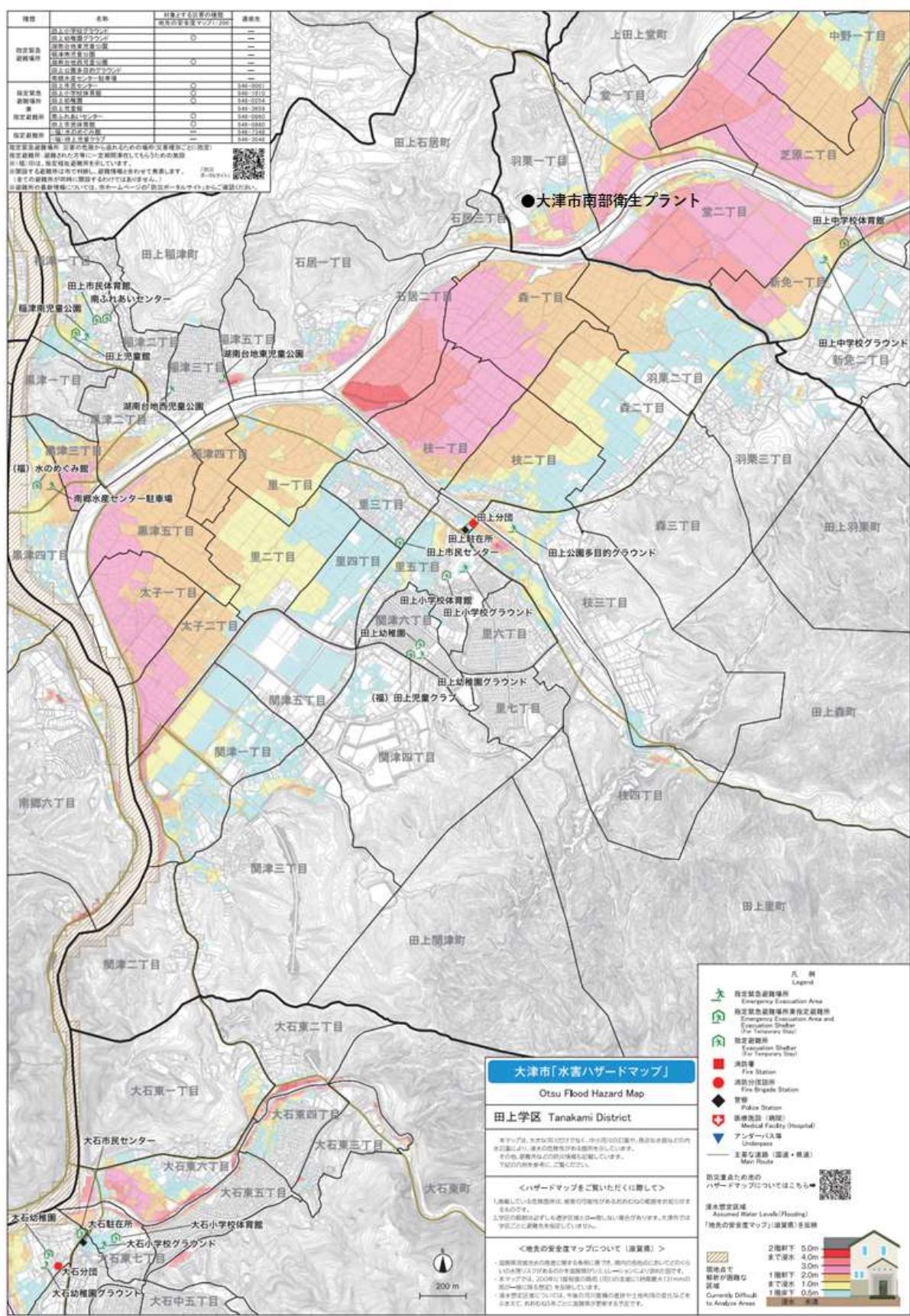


令和4年(2022年)3月 太陽

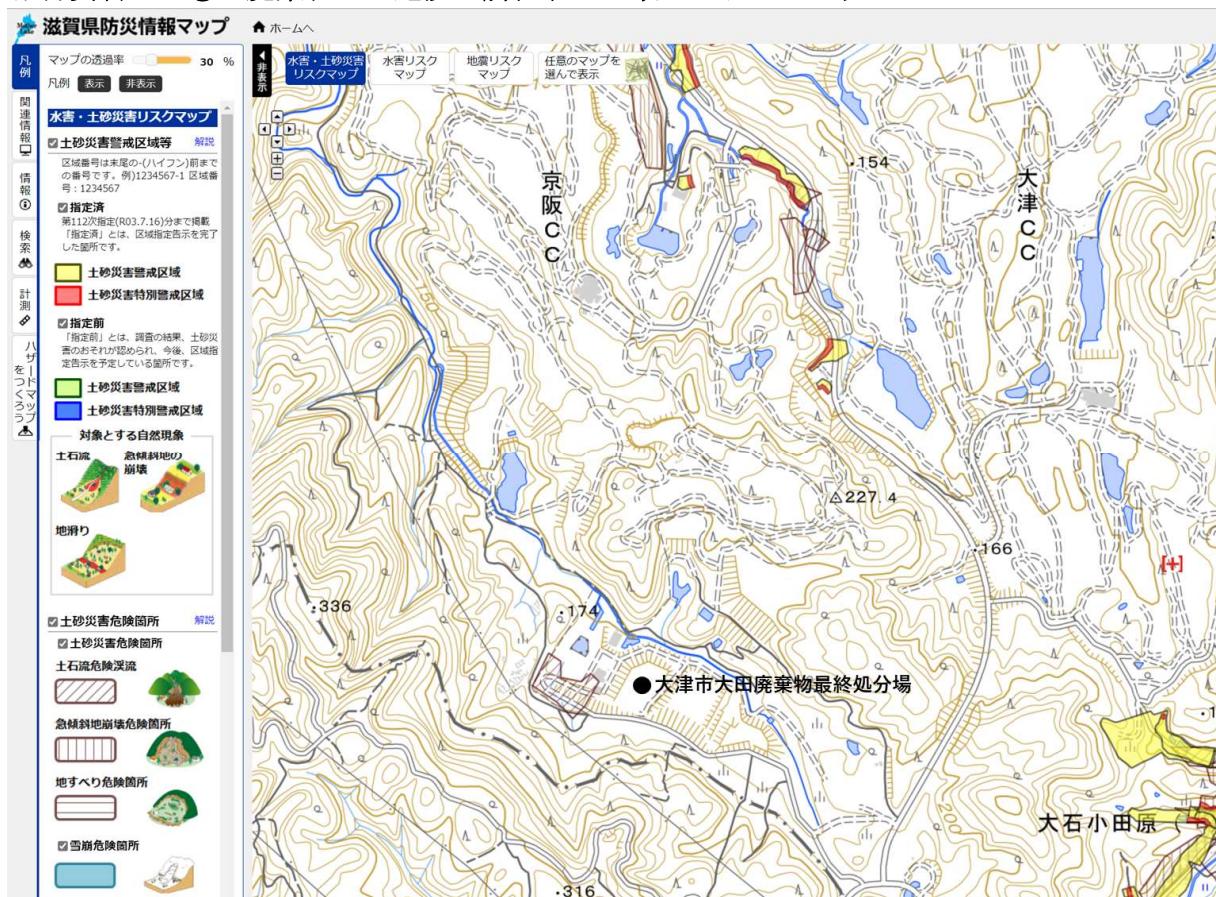
#### 添付資料-4 ⑦ 廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ



#### 添付資料-4 ⑧ 廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ



## 添付資料-4 ⑨ 廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ



## 添付資料－5 大津市国土強靭化地域計画の抜粋

### 4) 環境・エネルギー

#### ①災害廃棄物の処理体制の充実

リ 8-1(1)

- ・災害時廃棄物処理計画は策定済であるが、災害廃棄物の円滑な処理のため、関係機関等と協定を締結し、さらなる処理体制の充実を図る。

#### ②マンホールトイレ等の整備

☆リ 6-3 (4)

- ・災害時におけるトイレの確保のため、マンホールトイレの整備や仮設トイレの備蓄を一層促進する。

#### ③し尿処理体制の整備

☆リ 6-3 (6)

- ・関係機関と連携し、災害時におけるし尿を処理するための体制を整備する。

#### ④浄化槽の整備

☆リ 6-3 (5)

- ・生活排水対策推進計画やし尿処理基本計画に基づき、公共下水道計画区域外等における浄化槽の設置を進める。

#### ⑤ガス施設の整備促進

☆リ 6-1 (1)

- ・ガス導管の耐震化を推進する。
- ・供給施設の老朽化対策を引き続き進めていく。

#### 4) 環境・エネルギー

##### ①災害廃棄物の処理体制の充実

事業名	箇所	数量	期間		総事業費	実施主体	5か年	現況	R6年度の状況	備考	担当課
ごみ焼却施設整備事業	環境美化センター・北部クリーンセンター	2箇所	H29～R4		335億円	市	該当	約83%	100%		施設整備課
ごみ焼却施設解体事業	北部クリーンセンター	1箇所	R4～R7		20億円	市	該当	0%	60%		施設整備課
最終処分場整備事業	北部最終処分場	1箇所	R4～R8		3億円	市	該当	0%	60%		施設整備課

##### ④浄化槽の整備

事業名	箇所	数量	期間		総事業費	実施主体	5か年	現況	R6年度の状況	備考	担当課
大津市浄化槽設置整備事業	居住用住宅	10件	毎年		3,566千円	市	該当	-	-		廃棄物減量推進課

## 様式1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

1 地域の概要		2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標			
(1)地域名	大津市地域	(2)地域内人口	343,817人	(3)地域面積	464.51 km <sup>2</sup>
(4)構成市町村等名	大津市	(5)地域の要件*	人口面積 沖縄 离島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況 組合を構成する市町村：設立されていない場合、今後の見通し：					設立(予定)年月日:〇〇年〇月〇〇日設立、認可予定

\*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

指標・単位 年	過去の状況・現状・排出量等に対する割合)					目標
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
事業系 総排出量(トン)	24,977	23,174	23,721	22,310	22,437	18,944 (R3比 -15.6%)
1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.18	2.04	2.10	2.00	2.03	1.82 (R3比 -10.3%)
生活系 総排出量(トン)	72,511	72,672	73,614	75,157	72,493	71,549 (R3比 -1.3%)
1人当たりの排出量(kg/人)※1	187	186	188	191	184	186 (R3比 1.1%)
合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	97,488	95,845	97,335	97,467	94,929	90,493 (R3比 -4.7%)
直接資源化量(トン)	2,528 (2.6%)	2,594 (2.7%)	2,633 (2.7%)	2,901 (3.0%)	3,190 (3.4%)	2,697 (3.0%)
総資源化量(トン)	16,631 (17.1%)	16,512 (17.2%)	16,386 (16.8%)	15,765 (16.2%)	15,327 (16.1%)	13,026 (14.4%)
エネルギー回収量	(年間の発電電力量 MWh)	—	—	—	25,468	54,185
エネルギー回収量	(年間の熱利用量 GJ)	241.56	131.2	107.83	109.1	109.93
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	11,871 (12.2%)	11,433 (11.9%)	11,661 (12.0%)	11,787 (12.1%)	11,398 (12.0%)
					集計中	10,788 (11.9%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料-2 ②)

※1 R10目標値については、令和3年12月に作成した一般廃棄物処理基本計画にて設定している。生活系の総排出量(トン)は減少しているものの、1人当たりの排出量がR10/R3比で1.1%となっている。これは、令和3年度ごみ排出実績が例年に比べ大幅に減量したためである。(令和3年度平均値188kg/人)

R3ごみ排出量が例年よりも減少した要因については、各家庭のコロナ禍の片付けごみ排出が一段落した影響が大きいと思われるが、その反動も考慮されたため、目標値については一般廃棄物処理基本計画に沿ったものを設定している。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

### 3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

### (1) 理有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	施主又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される最深対策	備考
燃却施設	人津町北部リサイクルセンター 燃却施設	大津市	全般燃焼、ストーカ式	170t(シ/日)	平成元年3月	令和4年3月廃止	令和5年～7年予定		
資源処理施設	人津町北部リサイクルセンター リサイクル施設	大津市	低速・輪回燃焼式 堅密回収燃焼式	燃やさないごみ 大津市ごみ、3.5 t(シ/50t)	令和2年4月				
破砕処理施設	人津町北部リサイクルセンター リサイクル施設	大津市	機械的回収燃焼式	45t(シ/5t)	平成3年1月	令和4年3月廃止	令和5年～7年予定		
破砕処理施設	人津町北部リサイクルセンター リサイクル施設	大津市	低速・輪回燃焼式 堅密回収燃焼式	燃やさないごみ 大津市ごみ、3.5 t(シ/50t)	令和4年3月				
資源化施設	人津町後藤北リサイクル施設	大津市	機械強制 手選別	かみ びん、5.5 kg/t ペット、0 (シ/5t)	令和2年4月				
資源化施設	人津町田中リサイクル施設	大津市	圧縮容器式	1.3t(シ/5t)	平成10年3月	令和4年3月廃止	令和5年～7年予定		
資源化施設	人津町北部リサイクル施設	大津市	機械強制 手選別	かみ びん、1.5 kg/t ペット、2.0 (シ/5t)	令和4年3月				
資源化施設	人津町北部リサイクル施設	大津市	破砕 圧縮容器	10t(シ/5t)	平成19年1月				
資源化施設	人津町北部リサイクル施設	大津市	破砕 圧縮容器	かみ びん、5.5 kg/t ペット、2.0 (シ/5t)	令和4年3月				
資源化施設	人津町北部リサイクル施設	大津市	機械強制 手選別	かみ びん、1.5 kg/t ペット、2.0 (シ/5t)	令和4年3月				
資源化施設	人津町北部リサイクル施設	大津市	機械強制 手選別	かみ びん、1.5 kg/t ペット、2.0 (シ/5t)	令和4年3月				
資源化施設	人津町北部リサイクル施設	大津市	機械強制 手選別	かみ びん、1.5 kg/t ペット、2.0 (シ/5t)	令和4年3月				
資源化施設	人津町北部リサイクル施設	大津市	機械強制 手選別	かみ びん、1.5 kg/t ペット、2.0 (シ/5t)	令和4年3月				
資源化施設	人津町北部リサイクル施設	大津市	機械強制 手選別	かみ びん、1.5 kg/t ペット、2.0 (シ/5t)	令和4年3月				
資源化施設	人津町北部リサイクル施設	大津市	機械強制 手選別	かみ びん、1.5 kg/t ペット、2.0 (シ/5t)	令和4年3月				
資源化施設	人津町北部リサイクル施設	大津市	機械強制 手選別	かみ びん、1.5 kg/t ペット、2.0 (シ/5t)	令和4年3月				
最終処分場	人津町北医療衛生アラント	大津市	前処理下水道放流方式	浄化槽水	令和8年7月				
最終処分場	人津町北医療衛生アラント	大津市	過酸化水素処理方式 +高 度処理	尿素・淨化槽水混 5t(0.01m <sup>3</sup> /日)	昭和51年4月	平成11年廃止	令和11年以降予定		
最終処分場	人津町北医療衛生アラント	大津市	標準脱窒除臭方式	尿素 7.0 kg/t(日)	昭和60年12月	令和4年3月廃止	令和8年以降予定		
最終処分場	人津町北医療衛生アラント	大津市	接触式厌気性処理+高 度処理	(汚水処理) 接触式 50m <sup>3</sup> /日	平成13年4月				
最終処分場	人津町北医療衛生アラント	大津市	接触式 微生物処理+高 度処理	(汚水処理) 接触式 1.0m <sup>3</sup> /日	平成18年8月				

卷之三

(2) 变更(改良)・新設改修アセット						
施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定期	更新(改良)・新設理由
焼却施設	大津市新燃焼化センター 焼却施設	大津市	全燃燃焼・ストーカー式	175(トン/日)	令和6年3月	施設の老朽化による更新 (大津市新燃焼化センター焼却施設)
焼却施設	大津市新燃焼化センター 焼却施設	大津市	全燃燃焼・ストーカー式	175(トン/日)	令和6年3月	施設の老朽化による更新 (大津市新燃焼化センター焼却施設)

#### 4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	過 去 の 状 況				現 状		目 標
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
総人口	342,088	342,695	343,550	343,835	343,817	343,817	335,888
公共下水道	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は污水処理人口普及率	329,312 96.3%	330,563 96.5%	331,842 96.6%	332,355 96.7%	332,732 96.8%	328,258 97.7%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は污水処理人口普及率	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は污水処理人口普及率	3,525 1.0%	3,342 1.0%	3,250 0.9%	3,240 0.9%	3,166 0.9%	2,313 0.7%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	9,251	8,790	8,458	8,240	7,919	5,317

※ 参考として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料-2 ③)

#### 5 净化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施 設 種 别	事 業 主 体	現 有 施 設 の 内 容			整 備 予 定 基 数 の 内 容	備 考	
		基 数	处 理 人 口	開 始 年 度	基 数	处 理 人 口	目 標 年 次
淨化槽設置整備事業	大津市	828	1,705	S63年4月	55	315	R9
公共浄化槽等整備推進事業	大津市	—	—	—	—	—	—

※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したもの添付した。(添付資料-1)

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別	事業名 番号※1	事業主体 名稱※2	規模 単位 事業期間 ※5	総事業費(千円)			交付対象事業費(千円)			備考					
				令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度						
○エネルギー回収等に関する事業				1,905,738	187,574	1,340,016	378,148	0	0	1,462,276	149,243	1,111,028	202,005	0	0
二み焼却施設整備事業 ごみ焼却施設解体(1/3)	2 大津市	175 ㎥/日	R5 R7	1,905,738	187,574	1,340,016	378,148			1,462,276	149,243	1,111,028	202,005		施工監理含む
○最終処分に関する事業				74,005	0	0	0	74,005	40,187	0	0	0	0	40,187	
最終処分場整備事業	1 大津市	45000 m <sup>3</sup>	R9 R9	74,005				74,005	40,187					40,187	全体の事業期間 R9～R11 施工監理含む
○浄化槽に関する事業				31,750	6,350	6,350	6,350	31,750	6,350	6,350	6,350	6,350	6,350	6,350	
浄化槽設置整備事業	大津市	55 基	R5 R9	31,750	6,350	6,350	6,350	31,750	6,350	6,350	6,350	6,350	6,350	6,350	
○施設整備に関する計画支援事業				174,020	0	9,200	94,500	70,320	0	117,381	0	1,340	55,953	60,088	0
最終処分場整備に係る計画支援事業	1 大津市		R6 R8	174,020		9,200	94,500	70,320		117,381		1,340	55,953	60,088	
合計				2,185,513	193,924	1,355,566	478,988	76,670	80,355	1,651,594	155,993	1,118,718	264,308	66,438	46,537

【参考資料様式 2】

## 施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	大津市
(2) 施設名称	大津市北部クリーンセンター
(3) 工期 ※1	(施設整備) 令和元年度～令和4年度 (解体事業) 令和5年度～令和7年度 (全体) 令和元年度～令和7年度
(4) 施設規模	処理能力 175 t／日 (87.5 t／日 × 2炉)
(5) 形式及び処理方式	ストーカ方式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> (発電効率 15.5%) ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> (熱利用率 15.5%) ・ 無
(7) 地域計画内の役割 ※2	既存施設の老朽化、高効率ごみ発電の推進
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 無

## 「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

## 「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス 熱利用率	kWh／ごみ t
(11) バイオガスの利用 計画	

(12) 総事業計画額 ※2	1,905,738千円(全体 : 17,229,724千円) うち、交付対象事業費 1,462,276千円(全体 : 14,049,538千円)
----------------	---

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域でどう利活用するかについても記載すること。

## 施設概要（最終処分場系）

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	大津市		
(2) 施設名称	大津市北部廃棄物最終処分場（増設 2 期拡張）		
(3) 工期※1	令和 9 年度～令和 9 年度 (全体：令和 9 年度～令和 11 年度)		
(4) 処分場面積、容積	総面積 42,980 m <sup>2</sup>	埋立面積 19,000 m <sup>2</sup> (増設 4,400 m <sup>2</sup> )	埋立容積 233,200 m <sup>3</sup> (増設 45,000 m <sup>3</sup> )
(5) 処理開始年度 及び終了年度	埋立開始 令和 11 年度 埋立終了 令和 20 年度（予定）		
(6) 跡地利用計画	未定		
(7) 地域計画内の役割	現在の施設の埋め立て可能容量の減少に伴い、最終処分場における埋め立て容量を確保するため		
(8) 廃焼却施設解体工事 の有無	有	無	
(9) 総事業計画額 ※1	74,005 千円（全体：1,420,117 千円） うち、交付金対象事業費 40,187 千円（全体：803,774 千円）		

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

## 【参考資料様式 7】

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	大津市				
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業				
(3) 事業の実施目的及び内容	令和9年度において、生活排水処理率98.4%を目指す。				
(4) 事業期間	令和5年度～令和9年度				
(5) 事業対象地域の要件	<input checked="" type="checkbox"/> 人口 <input checked="" type="checkbox"/> 面積　沖縄　離島　奄美　豪雪、山村　半島　過疎　その他 該当する対象地域を選択する。				
(6) 事業計画額	交付対象事業費	31,750 千円			

## ○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基數 (人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	35基(175人分)	11,620	11,620	11,620
6～7人槽	20基(140人分)	8,280	8,280	8,280
8～10人槽	基(人分)			
11～20人槽	基(人分)			
21～30人槽	基(人分)			
31～50人槽	基(人分)			
51人槽以上	基(人分)			
宅内配管費	30基	9,000	9,000	9,000
撤去費	30基	2,850	2,850	2,850
改築費 (災害)	基			
改築費 (長寿命化)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	55基(315人分) ※基数の合計には、宅配配管費、 撤去費、改築費を除く。	31,750	31,750	31,750

## 【参考資料様式 8】

**計画支援概要**都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	大津市		
(2) 事業目的	<u>廃棄物最終処分場施設整備（増設）のため</u>		
(3) 事業名称	北部廃棄物最終処分場 事業（増設）に係る基 本計画設計等調査事業		
(4) 事業期間	令和6年度～ 令和8年度		
(5) 事業概要	基本設計・実施設計等 測量業務 地質調査 土地調査 生活環境影響調査		
(6) 総事業計画額※1	174,020 千円 うち、交付金対象事業 117,381 千円		

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。